

# 1 利用者支援事業

## ■子ども・子育て支援法等における事業の概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

## ■現在の取組状況（平成31年4月1日）

### ①シビックセンター

幼児保育課では、保育ナビゲーターが保護者の就労形態等に合わせた保育サービスの情報提供や相談を行っています。また、子育て支援課では、職員が子育てガイドとなり、子育て支援サービスの案内・相談窓口の紹介を行っています。

### ②子育てひろば（地域子育て支援拠点施設）

7か所の拠点施設で地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談等の充実を図っています。

### ③保健サービスセンター

2か所の保健サービスセンターで、文京区版ネウボラ事業を始めとする各種の子育て支援、相談事業を行っています。

## ■確保方策の考え方

文京シビックセンターにおいて、保育ナビゲーター、子育てガイド、及び母子保健コーディネーターが中心となり、利用者の支援を進めるとともに、保護者が集まる身近な場所である子育てひろば（地域子育て支援拠点施設）や保健サービスセンターと連携を行い、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等の充実を図ります。

## ■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業	文京シビックセンター 1か所（保育ナビゲーター、子育てガイド）				
	子育てひろば 5か所				
	地域団体による地域子育て支援拠点 4か所				
	保健サービスセンター 2か所				

## 2 地域子育て支援拠点事業

### ■子ども・子育て支援法等における事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### ■現在の取組状況

乳幼児及びその保護者が安心して遊べ、仲間作りもできる場を提供し、専門指導員による子育てに関する相談、援助及び子育て関連情報の提供を行うとともに、子育て支援に関する講習等を実施します。

#### 【事業の実施状況】

##### ①子育てひろば事業

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考
施設数	5か所	5か所	5か所	
延べ利用児童数	63,171人	62,150人	67,442人	

##### ②地域団体による地域子育て支援拠点事業

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考
施設数	-	1か所	2か所	
延べ利用件数	-	2,080件	2,855件	

### ■量の見込み（ニーズ量）の算定方法

将来人口推計とニーズ調査における地域子育て支援拠点施設事業の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。

### ■確保方策の考え方

子育てひろば事業と地域団体による地域子育て支援拠点事業を実施します。

〈事業量の算定方法〉

子育てひろば事業については、西片、汐見、水道、千石、江戸川橋の5か所を事業量としました。

また、地域団体による地域子育て支援拠点事業については、富坂地区、大塚地区、本富士地区、駒込地区の4か所を事業量としました。

### ■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
○量の見込み（ニーズ量）					
子育てひろば事業	56,916人	58,301人	59,799人	61,141人	63,034人
○確保方策					
子育てひろば事業	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
地域団体による 地域子育て支援拠点事業	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

### 3 妊婦健康診査

#### ■子ども・子育て支援法等における事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### ■現在の取組状況

都内区市町村が都内医療機関と契約し、医療機関に委託して健康診査を実施しています。妊婦は「母と子の保健バッグ」で交付した受診票により、一般健診（14回）等の一部助成を受けることができます。

○平成30年度実施内容

一般健診（14回）、超音波検査（3回）、子宮頸がん検診、歯周疾患検診

#### ■量の見込み（ニーズ量）の算定方法

将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量としました。

#### ■確保方策の考え方

妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等に係る費用の一部を助成します。また、「妊婦歯周疾患検診」を実施し、歯周疾患のリスクが高まる妊娠期の口腔衛生の向上を図ります。

#### ■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

(人)					
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
○量の見込み（ニーズ量）	2,097	2,114	2,181	2,250	2,314
○確保方策					
妊娠・出産への支援	実施場所：都内の委託医療機関（病院、診療所など）※				
	主な検査項目：体重、血圧測定、尿検査、貧血、血糖検査など				
	実施時期：通年				

※ 里帰り出産等による都外医療機関、助産所での妊婦健診は、償還払いで費用を助成します。

## 4 乳児家庭全戸訪問事業

### ■子ども・子育て支援法等における事業の概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### ■現在の取組状況

○平成30年度 訪問指導実人員 1,842人

### ■量の見込み（ニーズ量）の算定方法

将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量としました。

### ■確保方策の考え方

生後4か月以内の乳児がいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行います。また、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスへ結び付ける乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）を実施します。

### ■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

項目	(人)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
○量の見込み（ニーズ量）	2,097	2,114	2,181	2,250	2,314
○確保方策					
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	実施体制：保健師・助産師の専門職で実施				
	実施機関：2か所 (保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所)				

## 5 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### ■子ども・子育て支援法等における事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

また、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

### ■現在の取組状況（平成30年度実績）

育児支援ヘルパー 派遣回数	384回	要保護児童対策地域 協議会の開催回数	72回
------------------	------	-----------------------	-----

### ■確保方策の考え方

地域において子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、関係機関と連携しながら、要保護児童対策地域協議会を運営するほか、児童虐待への対応及び未然防止を図るため、養育を特に支援する必要がある家庭への育児支援ヘルパー派遣などの児童虐待防止対策事業を実施します。また、子育て支援講座の開催、児童虐待防止啓発事業、養育家庭普及活動を行います。

### ■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童虐待防止ネットワークの充実	要保護児童対策地域協議会の開催				
	育児支援ヘルパー派遣回数 719回				
	子育て支援講座の開催 2回／年				

## 6 子育て短期支援事業

### ■子ども・子育て支援法等における事業の概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

### ■現在の取組状況

○平成30年度実績 (人)

ショートステイ事業		トワイライト ショートステイ事業
乳幼児ショートステイ	子どもショートステイ	
70	182	144

### ■量の見込み（ニーズ量）の算定方法

将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。利用意向割合・利用意向日数については、平成30年度の各事業の延べ利用人数から算出しました。

### ■確保方策の考え方

区が指定した福祉施設において、乳幼児ショートステイ事業、子どもショートステイ事業、トワイライトステイ事業を実施します。

〈事業量算定方法〉

乳幼児ショートステイは2か所の施設で年間を通じて1人以上の定員を確保していることから365日×2施設×1人=730人日/年としました。トワイライトステイ事業は1か所の施設で年間を通じて1人以上の定員を確保していることから、年間の事業量を365人日/年としました。

### ■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

(人日/年)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
○量の見込み（ニーズ量）					
ショートステイ事業	493	507	519	531	546
トワイライトステイ事業	156	161	165	170	175
○確保方策					
ショートステイ事業	730	730	730	730	730
トワイライトステイ事業	365	365	365	365	365
○（確保方策）－（ニーズ量）					
ショートステイ事業	237	223	211	199	184
トワイライトステイ事業	209	204	200	195	190

## 7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### ■子ども・子育て支援法等における事業の概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### ■現在の取組状況

○平成30年度実績 (人)

活動総件数	左記のうち小学生の 預かりに関する活動
8,977	506

### ■量の見込み（ニーズ量）の算定方法

将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。  
利用意向割合・利用意向日数については、ファミリー・サポート・センター事業の実際の活動件数（預かりに関する活動）から算出しました。

### ■確保方策の考え方

文京区社会福祉協議会にて子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施します。

〈事業量算定方法〉

事業実績より、全体活動件数のうち小学生を対象にした預かりに関する活動件数の割合を算出しました。

小学生を対象にした預かりに関する活動件数の割合 5.64%

（平成30年度 活動総件数 8,977件 うち小学生の預かり 506件※）

過去5年間の活動実績を参考に令和2年度以降の総活動件数を推計し、その値に上記割合をかけて事業量を算定しました。

### ■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

(人)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
○量の見込み（ニーズ量）					
延べ利用児童数	406	431	447	470	473
小学校低学年					
延べ利用児童数	120	124	128	133	141
小学校高学年					
合計	526	555	575	603	614
○確保方策					
ファミリーサポートセンター事業	593	642	695	752	814
（確保方策）－（ニーズ量）	67	87	120	149	200

※平成30年度から統計方法を見直しているため、直近の数字を用いて算定しています。

## 8-1 一時預かり事業（幼稚園型）

### ■子ども・子育て支援法等における事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### ■量の見込み（ニーズ量）の算定方法

将来人口推計とニーズ調査における一時利用の預かり保育の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。

### ■確保方策の考え方

区立幼稚園全園にて、幼稚園在園児を対象に、幼稚園の教育課程開始前もしくは終了後及び長期休業中に、預かり保育を実施します。また、一部私立幼稚園においても、預かり保育を実施します。（各園で実施内容は異なる）

〈事業量算定方法〉

- ・区立幼稚園：登録利用については、全園登録人数280人×実施日数290日＝81,200人日／年とし、一時利用については、利用者10人×実施園数10園×実施日数290日＝29,000人日／年としました。
- ・私立幼稚園：各園における実施内容が異なることから、平成30年度における各園の実績を踏まえ、事業量を算定しました。※

### ■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

(人日/年)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（ニーズ量）					
一時利用の預かり保育	32,070	32,252	32,684	32,613	33,416
定期利用の預かり保育	115,952	116,614	118,175	117,918	120,821
	148,022	148,866	150,859	150,531	154,237
確保方策					
区立幼稚園での預かり保育	110,200	110,200	110,200	110,200	110,200
私立幼稚園での預かり保育	73,920	73,920	73,920	73,920	73,920
合計	184,120	184,120	184,120	184,120	184,120
(確保方策) - (ニーズ量)	36,098	35,254	33,261	33,589	29,883

※実績が年々伸びているため、直近の数字を用いて算定しています。



## 8-2 一時預かり事業（幼稚園型以外）

### ■子ども・子育て支援法等における事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### ■現在の取組状況

#### 【各種一時保育事業の状況】

項目	平成30年度
キッズルーム延べ利用者数	12,395人
緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 延べ利用者数	6,369人

### ■量の見込み（ニーズ量）の算定方法

将来人口推計とニーズ調査における一時利用の預かり保育の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。

### ■確保方策の考え方

3か所（令和5年度以降は4か所）のキッズルームと区立認可保育園17園において、一時預かり事業を実施します。

#### 〈事業量算定方法〉

- ・緊急一時保育、リフレッシュ一時保育  
年間事業実施日を292日（平成30年度実績）と設定し、各園の定員の合計数が41人であることから、41人×292日＝11,972人日／年としました。
- ・一時保育事業  
キッズルームごとに、1日の最大受入人数実績と開室日数（平成30年度実績）から事業量を算出しました。
- ・キッズルームシビック 23人×358日＝8,234人日／年
- ・キッズルーム目白台 11人×293日＝3,223人日／年
- ・キッズルームかごまち 12人×293日＝3,516人日／年
- ・令和5年度開設予定新規施設（キッズルームかごまちと同規模を想定）12人×293日＝3,516人日／年

### ■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

(人日/年)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
○量の見込み（ニーズ量）					
利用児童数	26,130	26,528	27,027	27,267	28,025
○確保方策					
緊急一時保育、リフレッシュ一時保育	11,972	11,972	11,972	11,972	11,972
一時保育事業	14,973	14,973	14,973	18,489	18,489
合計	26,945	26,945	26,945	30,461	30,461
(確保方策) - (ニーズ量)	815	417	▲ 82	3,194	2,436

## 9 延長保育事業（時間外保育事業）

### ■子ども・子育て支援法等における事業の概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

### ■現在の取組状況

#### 保育園延長保育

認可保育所及び小規模保育事業において、保護者の勤務時間（通勤時間を含む）等の都合により、常に午後6時15分から午後7時15分までの間、保育を必要とする1歳児クラス以上の児童を対象に、1時間の延長保育を実施しています。

また、延長保育の一形態として、一時的に児童の引取りが遅くなる場合に限定した延長保育スポット利用の制度を実施しています。加えて、区内の認証保育所においても延長保育を実施しています。（実施内容は、施設により異なります。）

#### 【保育園延長保育の実施状況】

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考
実施園数	65園	77園	92園	認可保育所、小規模保育事業及び認証保育所全園で実施

### ■量の見込み（ニーズ量）の算定方法

将来人口推計とニーズ調査における延長保育事業の利用意向割合からニーズ量を算定しました。

### ■確保方策の考え方

全ての区立認可保育園及び私立認可保育園（小規模保育事業及び認証保育所を含む）において、延長保育事業を実施します。

〈事業量算定方法〉

本計画中に新たに整備する私立認可保育園について、延長保育定員数を15名（小規模保育事業は5名）とし、既存園の延長保育定員数に加算して事業量を算定しました。なお、認証保育所については年度により区民利用数変動するため、1か所あたりの利用数を10名としています。

### ■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

(人日/年)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（ニーズ量）	1,598	1,624	1,651	1,661	1,707
○確保方策					
区立認可保育園の延長保育	409	409	409	409	409
私立認可保育園等の延長保育	863	1003	1153	1303	1303
合計	1272	1412	1562	1712	1712
(確保方策) - (ニーズ量)	▲ 326	▲ 212	▲ 89	51	5

## 10 病児保育事業

### ■子ども・子育て支援法等における事業の概要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

### ■現在の取り組み状況

病中又は病気の回復期にあるお子さんを、家族の介護や勤務の都合等やむを得ない事由により、集団保育や家庭での保育をすることができないとき、区が委託する医療機関等で保育を行い、保護者の就労等を支援します。現在、「保坂病児保育ルーム」及び「順天堂病後児ルーム『みつばち』」の2施設で事業を実施しています。

#### 【病児・病後児保育の実施状況】

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数	2施設	2施設	2施設
延べ利用人数	2,086人	2,247人	2,272人

### ■量の見込み（ニーズ量）の算定方法

将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定した。利用意向割合・利用意向日数については、平成30年度の実際の利用延べ人数から算出しました。

### ■確保方策の考え方

区が委託する3か所の病児・病後児保育施設で保育を実施します。

#### 〈事業量算定方法〉

年間の平均開室日数を240日（平日のみ）とし、各施設の定員数を掛け合わせ、受入可能人数を算出しました。病気の流行状況等により、一定程度お断りせざるを得ない運営状況を見込み、直近のお断り件数実績をもとに稼働可能率を設定し、受入可能人数に掛け合わせて事業量を算出しました。

保坂病児ルーム 6人×240日＝1,440人日

順天堂病後児ルーム 6人×240日＝1,440人日

都立駒込病院内病児保育施設 4人×240日＝960人日

（ただし、令和2年秋頃開設予定とし、令和2年度の開室日数は140日としました。）

### ■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

（人日/年）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（ニーズ量）	2,985	3,076	3,154	3,228	3,293
確保方策					
受入可能人数					
保坂病児ルーム	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
順天堂病後児ルーム	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
都立駒込病院内病児保育施設	560	960	960	960	960
小計	3,440	3,840	3,840	3,840	3,840
稼働可能率 74.3%	74.3%	74.3%	74.3%	74.3%	74.3%
事業量	2,556	2,853	2,853	2,853	2,853
（確保方策）－（ニーズ量）	▲ 429	▲ 223	▲ 301	▲ 375	▲ 440

※文京区では、訪問型病児保育事業（ベビーシッター）を独自に実施しています。

## 11 放課後児童健全育成事業

### ■子ども・子育て支援法等における事業の概要

保護者の就労等により、日中家庭において適切な保護が受けられない児童に対し、児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### ■現在の取組状況

#### ①育成室（学童保育）

保護者が仕事や病気などのため、昼間家庭において適切な保護を得られない小学校低学年の児童に対し、専任の指導員のもとで遊びと生活をとおして、その健全な育成と保護を図ります。

#### 【育成室の状況】

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
育成室在籍児童数	1,527人	1,609人	1,640人
区立育成室数	34室	37室	37室

#### ②放課後全児童向け事業

保護者の就労等に関係なく全ての児童を対象とし、小学校の施設の一部を利用して、大人の見守りのもと、安心して遊びや学びなどの活動ができる居場所を提供しています。

平成30年度実施校 19校（汐見小学校放課後事業含む）

◆実施日数延べ 3,527日 ◆参加人数 156,537人

### ■量の見込み（ニーズ量）の算定方法

将来人口推計とニーズ調査における育成室の利用意向割合からニーズ量を算定しました。さらに潜在的なニーズとして、ニーズ調査において育成室を利用していないもののうち、「利用したいが空きがない」「利用したいが近くにない」を選択し、一定の条件があれば利用の可能性のある層を加えました。

### ■確保方策の考え方

現在の育成室事業を継続し、計画期間中に新たに9か所の育成室を整備します。また、老朽化等により改修が必要な育成室についても整備を行い、児童受け入れ定員数の維持確保を行います。


また、全区立小学校20校において放課後全児童向け事業を実施し、児童の放課後の居場所を提供します。今後は実施時間の延長など、事業の充実を図ります。

〈事業量算定方法〉

本計画中に新たに整備する育成室について、定員数を概ね40人と設定し、既存育成室の定員数に加算することで、事業量を算定しました。

### ■量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期

(人)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
○量の見込み（ニーズ量）						
低学年	利用児童数（1年生）	772	821	831	898	835
	利用児童数（2年生）	582	605	644	651	703
	利用児童数（3年生）	477	514	536	569	576
	計	1,831	1,940	2,011	2,118	2,114
高学年	利用児童数（4年生）	103	104	113	117	124
	利用児童数（5年生）	81	81	81	88	91
	利用児童数（6年生）	84	93	92	93	100
	計	268	278	286	298	315
○確保方策						
育成室の整備（低学年）		1,862	1,942	2,022	2,120	2,120
放課後全児童向け事業の充実		日数・時間の充実(全校) 				

## 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定者のうち、当該支給認定者保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、区が定める基準に該当するものに係る支給認定子どもが、特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用その他これらに類する費用として区が定めるものの全部又は一部を助成する。

## 13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。